

令和8年6月24日

受検事業者 各位

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会

各種手数料規程の改正のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より弊会の業務運営につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年3月18日付でお知らせいたしました検査等手数料の改定につきまして、本年6月3日に開催された令和8年度第1回通常理事会において、令和8年10月1日より一律10%引き上げる旨の規程改正が決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

【改正対象となる手数料規程】

- ・適合性検査手数料規程（LIA-113）
- ・製品認証手数料規程（LIA-115）
- ・JIS認証手数料規程（LIA-J300）

改正内容の概要につきましては、別紙のとおりご案内申し上げます。

なお、改正後の手数料規程を同封いたしますので、併せてご確認くださいませようお願い申し上げます。

受検事業者の皆様にはご負担をおかけすることとなり、誠に恐縮ではございますが、今後とも安定したサービス提供に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

(別紙)

1. 手数料の改定について

検査等手数料を一律 10%引き上げる改定を行います。

(新手数料の金額の例)

検査の種類	新手数料(×1.1)	旧手数料
第1検査等	145,200	132,000
第2・管理検査	13.2	12
	1.76	1.6

単位：円(税抜)

- ・検査等手数料の合計に小数点以下の端数が生じる場合は、申請単位の合計額について、円未満を切り捨てます。

2. 新手数料の適用について

新手数料は令和8年10月1日より、以下の基準に基づき適用いたします。

適用判定基準	対象となる検査等の例	
	製品認証	JIS認証
申請受理日 (実施日を適用判定基準とする検査等を除く)	<ul style="list-style-type: none">・第1検査・製品検査・2号検査・性能確認検査・項目別検査・素材検査等	<ul style="list-style-type: none">・製品試験・工場審査・項目別試験
実施日	<ul style="list-style-type: none">・第2検査・管理検査	<ul style="list-style-type: none">・JISマーク表示 (認証維持料)・サンプリング

認証維持料は、月別JISマーク使用実績表の対象月を基準に判定します。

ご不明な点がございましたら、中央検査所または中部西日本支所までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

中央検査所 TEL：0467-78-8645 メール：inspection.center@lia.or.jp

中部西日本支所 TEL：052-683-5445 メール：nagoya@lia.or.jp

以上